

総社市農業委員会会長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市農業委員会会長 定 井 正 雄

総社市農業委員会規則第1号

総社市農業委員会会長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

総社市農業委員会会長に対する事務委任規則（平成17年総社市農業委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 総社市農業委員会は、次に掲げる事項を会長に委任する。 （1）農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3、第4条第1項第<u>8号</u>、第5条第1項第<u>7号</u>及び第43条第1項の規定による届出の受理又は不受理の決定をすること。 （2）及び（3）略</p>	<p>第1条 総社市農業委員会は、次に掲げる事項を会長に委任する。 （1）農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3、第4条第1項第<u>7号</u>、第5条第1項第<u>6号</u>及び第43条第1項の規定による届出の受理又は不受理の決定をすること。 （2）及び（3）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。